

《論文》

男女共同参画社会における女子高等教育の今日的課題
— 同志社女子大学のあゆみを事例として —

三宅 えり子

I. はじめに

男女共同参画社会基本法が1999年に制定されてから約14年が過ぎた。その間、女性の大学進学率も労働力率も上昇したが、女性にとって仕事と家庭の両立は依然として困難であり、女性の貧困化の傾向が他国同様、日本においても顕著になってきている¹⁾。社会の経済・教育・政治・保健分野において女性の能力が十分に生かされているかを示すジェンダー・ギャップ指数(GGI)の日本の世界順位は、135カ国中101位と極めて低い。人間開発指数(HDI)は世界順位が例年10位前後で推移しているのに対し、ジェンダー・ギャップ指数(GGI)が2007年以来90~100位前後で低迷しているのは、GGIの指標となる教育と保健分野の男女格差は小さいにもかかわらず、女性の経済活動への参画と政治への関与が著しく低いためである。具体的には、企業の管理職と国会議員・閣僚に占める女性比率が他国と比較して極端に低く男女の賃金格差が大きいことが日本の順位を大幅に下げる結果となっている(Hausmann, Tyson, & Zahidi, 2012)。経済低迷、格差問題、少子高齢化、税・社会保障問題などの諸問題の根底には男女格差の問題が共通項として横たわっている。これら諸問題の原因や解決策をさぐっていくと、諸問題解決のためには女性労働力率の促進(川島, 2012)が結論として導きだされる。そこで、厚生労働省は2012年5月、「働く『なでしこ』大作戦」(国家戦略室, 2012)を立ち上げて女性の活躍促進と企業活性化に着手し、国際通貨基金(IMF)は2012年10月、“Can Women Save Japan?”というタイトルのワーキングペーパー(Steinberg・Nakane, 2012)を発表し、日本経済再生に向けた女性活用策を提言している。

しかしながら、男女共同参画社会への真の推進力となるのは、高等教育機関において社会の主体的構成員となる次世代女性をいかに育成するかという点にかかっていると考えられる。まず、男女共同参画社会を目指すのであれば、次世代を育成する高等教育機関においても教職員の各職階における男女割合の格差を是正し、学問分野別の教員・学生の男女割合の不均衡に関しても何らかの是正策が講じられる必要があるだろう。また、社会におけるさまざまな男女格差の問題の改善速度が遅いのは、制度的には男女平等とされている大学教育における女子学生に対する教育のあり方にも一因があるのではないだろうか。

これまで、高等教育政策や大学行政に関しては、様々な研究が行われてきた(村澤, 2010; 米澤, 2011; 黒羽, 1993など)。また、女性政策に関しては主として横山文野(2002)や坂東眞理子(2009)の研究があげられる。しかしながら、ジェンダー研究の視点から高等教育政策と女子教育を関連させた研究はほとんどみられない。本稿では、これまで研究されてきた教育における

ジェンダー格差を研究対象とするのではなく、それらをふまえた上で、男女共同参画社会に寄与する女性育成のための高等教育のあり方について考察を行うことを目的とする。研究方法としては、同志社女子大学の戦後から現代までの変容過程を事例として取り上げ、同校の歴史的資料をもとに考察し、戦後から現代までの高等教育政策と大学改革、女性労働政策、およびフェミニズム運動の動きと関連させて、女子高等教育の今日的課題について分析を行う。なお分析概念には、公的領域の諸活動についてその是非や有効性・適切性を問うアカウントビリティ(藤田, 2000, p.246)の概念を用いる。

はじめに、戦後から現在までの高等教育政策と大学改革、女性労働政策とフェミニズム運動の変遷、女子高等教育における女子大学の存続意義を概観する。次に、事例としての同志社女子大学のあゆみの分析上、戦後から現代を次の4期に区分する。1)1949年から1966年までの新制女子大学発足から約17年間、2)1967年から1985年までの同志社女子大学拡充期の約18年間、3)1986年から1999年までの京田辺キャンパス開設および短期大学併設期間、4)2000年から2011年3月までの4期間である。この区分は高等教育の量的拡大にもとづく時期区分(吉本, 2010)とは異なるが、研究目的にあわせるため、事例として取り上げる同志社女子大学の変容過程にもとづいた時期区分となっている。変容過程の考察においては、学科の増設、大学院設置、学生数・定員の増加、新設学科申請時の設置の趣旨に表現された諸概念を取り上げる。なお、本研究の特色は、高等教育政策、女性労働政策、フェミニズム、および女子教育の視点などの学際的視点をふまえて、男女共同参画社会に向けた発展経緯のなかの諸要因との関連において、女子高等教育のあり方を捉え直す点にある。

II

A. 高等教育政策と大学改革

1947年に教育基本法、学校教育法が公布され、6・3・3制の単線型学校体系が整備された。戦前は1879年の教育令により原則として男女別学・別内容・別系統であった教育体制から、戦後の学制改革により新制大学を含むあらゆる教育課程で、男女共学・共修が開始された。1949年には、社会教育法、国立学校設置法、私立学校法、文部省設置法、教育公務員特例法、教育職員免許法が整備され、高等教育は、戦前の旧制大学、高等学校、専門学校、教員養成諸学校等を母体として新制大学が発足した。ただし、男女共学の旨と矛盾するようであるが、戦前からの女子大学設立の要請とアメリカ教育使節団の後押しにより、旧制の高等女子師範学校を新制の国立女子大学として2大学残すとともに、女子大学の設置は認められた(金子・黒田・菅野・義江, 2008, p.364)。1950年代は、初等・中等教育においては逆コースの時代、あるいは戦後教育改革の大転換の反動期と呼ばれ、民主化された教育制度がゆきすぎだと保守派から批判を受けたため、文部省の中央集権的な権限が強化された時代である(本多, 1997, pp.228-231)。1950年から1960年代までの時期は、初等・中等教育においては就学率を上げ教育制度の基盤を築く時期であったのに対し、高等教育は制度づくりの黎明期であったと言える。

1960年代から1970年代にかけては、中等教育が完成した次期であり、教育改革は経済課題優先のなかで位置づけられた。なかでも日経連の教育に対する要望が中等教育行政に与えた影響

が大きかったことが報告されている。その影響として、1966年の中教審41年答申が産業経済発展に向けた人的能力向上のための教育投資先として、工業高校入学定員の大幅な増員を提言した点にみられる。それと同時に大学理工学部の入学定員増も提言された。この間、大学の学生数が大幅に増えたにもかかわらず²⁾、財政難から教育への予算配分は低く抑えられ、特に国立大学の施設設備面でも教員の研究費・給与の面でも劣悪な状態におかれたていた。そのため1956年の経済白書で「もはや戦後ではない」と謳われながら、1960年代の国立大学の状況は「戦中戦後」だったと言われている(黒羽, 1993, pp.184-193)。

さらに、1971年の中教審46年答申で、高等教育改革に関する基本構想が示されるが、1980年代終わりまで大きな大学改革の動きはみられなかった。この理由として、教育投資のための財源不足という経済的要因と、日本の教育政策を審議する最高諮問機関として、初等中等教育政策も高等教育政策も1986年まで中央教育審議会にゆだねられていたことが指摘されている(黒羽, 1993, pp.194-209)。これらの理由と同時に、高度経済成長期の経済規模拡大に呼応して大学進学率が急上昇し、高等教育は質的充実よりも量的拡大が優先されたことが考えられる。大学の諸改革が進展したのは、1986年に中曽根内閣直属の臨時教育審議会(臨教審)がその第二次答申で大学審議会の設置を提唱し、翌1987年、特別国会で学校教育法が改正され大学審議会が設置された以降である。その後、大学院設置基準改正(1989年)、大学設置基準改正(1991年)、学位規則改正(1991年)、学位授与機構設置(1991年)など法規の改正が行われ、「戦後第二の高等教育改革」と言われた時期であった(黒羽, 1993, pp.194-209)。

また、1991年に大学設置基準が改正されたのは、上記の1986年の臨時教育審議会第二次答申に大学の自己検証・評価の要請が盛り込まれていたためである。この改正により、大学設置基準等が「大綱化・簡素化」され教養部改革へとつながり、自己点検・評価システムが導入されてそれが努力義務となった。さらに、1998年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」を受けて、1999年には大学設置基準等が再度改正され、自己点検・評価の実施と結果公表の義務化、および学外者による検証の努力義務化が定められた。

大学進学率上昇による大学のユバーサル化時代をむかえた2000年代は、大学改革がさらに大きく進展した。2000年から試行的に開始された大学評価・学位授与機構による大学評価は、2004年から正式に導入され、大学認証評価制度が義務化された。2002年の中央教育審議会答申「大学の質保証に係る新たなシステムの構築」は、同年の学校教育法の改正に反映され、設置認可の見直し、認証評価制度の導入、違法状態の大学に対する段階的是正措置、専門職大学院の創設が組み込まれた。2003年には国立大学法人法が制定され、2004年度から国立大学は各大学ごとに法人化された。

中央教育審議会は、2005年の答申「我が国の高等教育の将来像」³⁾に続き、2008年には「学士課程教育の構築に向けて」を答申した。そこでは、分野共通の学習成果である「学士力」の規定など大学教育の質保証に関する提言を行った。引き続き、2009年の「中長期的な大学教育の在り方に関する第2次報告」では、事前規制型の質保証システムから事前規制と事後確認の併用型への転換と、設置基準・設置認可審査・認証評価からなる公的な保証システムの構築の必要性を提言した。

2000年代の一連の大学改革の背景には、社会経済のグローバル化による大学間の国際的な競争があり、国際的な視野から大学の質保証の検討が不可欠とされたためである。ここで特筆すべきは、国際的にみても著しく低い日本の女性研究者割合を引き上げるため、2006年度から大学や公的研究機関を対象として女性研究者が研究と育児等を両立し、研究活動が行える仕組みを構築する大学・研究機関に対して、文部科学省の科学技術振興調整費を財源として「女性研究者支援モデル育成」事業が開始されたことである。また、上記の「学士課程教育」の目的である「自立した市民(社会人・職業人)の育成」をキャリア構築の視点から支援するための策として、中教審は2011年「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を出し、高等教育機関におけるキャリア教育科目の設置を答申した。

以上、戦後から現代までの高等教育政策と大学改革の中で、2006年度から始まった「女性研究者支援モデル育成」を除いて、女性を対象とした高等教育政策やジェンダー平等に特化した政策や改革は存在しない。また、文部科学白書においても、そのなかで扱われる統計データは男女別には集計されていないため、教育における男女格差がみえにくくなっている。

教育政策における女子教育に関連して、アメリカでは1972年に男女教育機会均等法に相当するタイトル・ナイン(Title IX)が制定された。これは、「アメリカ政府から公的資金を受けている教育プログラムや教育活動において、いかなる人も性別を理由として、参加することから排除されたり、その利益の享受を禁止されたり、差別の対象となってはならない。」(Title IX:20 U.S.C. 1681, 筆者訳)というものであり、スポーツを含む教育界において女性のエンパワーメントに向けて果たしてきた役割は大きい。このタイトル・ナインは2006年に改正され、公立の(初等中等)共学学校内に教科により従来の共学クラスに加えて男子クラス・女子クラスの併設が認められ、新たに公立の男子校・女子校の開設も認められるようになった(U.S. Department of Education, 2004; 2006)。この背景には、2000年前後から別学(男子校・女子校)の教育効果を肯定した研究結果や男性脳・女性脳の生物学的性差に関する新しい知見が公表されたことにより、別学教育が落ちこぼれ対策と教育機会の多様な選択肢提供手段として法制化に推進力がかかったことがあげられる(三宅, 2012b)。アメリカの公的機関では統計データが性別・民族別・階層別に集計される場合が多く、タイトル・ナインの改正は別学教育を利用して男女両方の教育効果を高めるための施策であり、学校の教育成果におけるジェンダー・ギャップを縮小しようとする取り組みでもある。

また、男女の教育機会均等に関連して、国連の女性差別撤廃条約(国際連合, 1979)の第10条(C)では、「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃」が謳われており、日本を含む世界187カ国の締約国はこの遵守を求められている。女性差別撤廃条約は、国連の女子差別撤廃委員会(CEDAW)への個人通報を可能とする「女子差別撤廃条約選択議定書」が加えられ、国連世界女性会議の北京行動綱領(国際連合, 1995年)や途上国の女性のエンパワーメント推進に寄与するミレニアム開発目標(国際連合, 2000)といった国際的な公約へと発展した(伊藤, 2011, pp.4-6)。このように、国連機関は非政府組織(NGO)や各国の国内機構と連帯し、グローバルの多元的水準でジェンダー平等をめざすグローバル・フェミニズムのうねりを形成している。

日本では男女の教育の機会均等に関しては、教育基本法の第3条において「…人種、心情、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と規定されているのみである(兼子, 2002, p.42)。教育は制度上男女平等とされているため、近年、内外の刊行物やジェンダー研究者によって教育・研究分野の男女格差の実態が公表されるまで教育におけるジェンダー格差が問題とされることが少なかった。実際には2006年によりやく「女性研究者支援モデル育成」が始まった状況であり、ジェンダー・バランスに配慮した女性の能力開発と人材活用をめざした施策が、少なくともそれまでは大学改革の中に組み込まれてこなかった、あるいはその速度が鈍化していた要因として次の点が考えられる。まず第1番目の要因として、戦後、高度経済成長期において親による大学教育投資は女子よりも男子が優先され、経済的ゆとりがある階層が女子にも高等教育投資を行ってきた(尾嶋・近藤, 2000)。1960年代から1990年代後半までは、2年間の教育投資で済む女子の短大進学率が4年制大学進学率を上回り、短大と4年制大学を合わせて提示される女性の大学進学率を押し上げる結果となった。その後、女性の4年制大学への進学率は右肩上がりに上昇し、2011年度の大学進学率は55.4%(男性62.5%)となっている(内閣府男女共同参画局, 2012, p.112)⁴⁾。このように一方では、女性の大学進学率が順調に伸びたために高等教育への男女機会均等が疑われることはなかったであろうし、他方、女性に高等教育は無用ともとれる「女子大生亡国論」が1961年に表れたものの2002年になって大学教育の質保証に関する提言がなされたわけであるから、それまで女性の大学進学の意味とそこで得る教育の質について国家の教育政策レベルで問題にされることはなかったのではないだろうか。

第2点目として、戦後日本の経済発展のプロセスは1980年代後半のバブル経済絶頂期まで、主として「男性が外で働き、女性は家事育児」という性別役割分業で成り立ってきた。「仕事人間」になる男性の学歴は尊重されるが、「専業主婦」となる女性の学歴は尊重されてこなかった。ここには隠れたジェンダー・バイアスが潜んでおり、高等教育政策立案において男子学生の教育をどのようにするかということが男性政策立案者による暗黙の了解であったという見方もできるだろう。

次に第3番目の要因として、高等教育政策を審議する大学分科会を擁する中央教育審議会の委員の女性割合は経年的に少しずつ増加しているが、特に高等教育やジェンダー研究を専門とする女性委員が少なかったことがあげられる(2011年度からの第6期の委員30名のうち女性は9名、うち大学関係者5名、うちジェンダー研究専門家1名)。意思決定機関のメンバーに女性割合が少ないことは政治や企業においても同様で、そのような場合、女性のニーズが意思決定に反映される確率は低い。したがって以上3つの要因から、日本の高等教育政策にジェンダー・バランスに配慮した女性の能力開発と人材活用をめざした施策を組み込んでいくという視点が欠落していたと言えるだろう。

B. 女性政策とフェミニズム運動の変遷—女性労働を中心に—

女性の雇用状況に関しては、農業に従事する自家労働者が中心であった戦前から、戦後は雇用労働による職住分離が起こったために雇用労働と家事・育児の両立は困難となり、女性は妻

として家庭内労働に専念するようになっていった。1950年代から1960年代にかけて男女の性別役割分業が明確になり、高度経済成長期(1955～1973年)には男女性別役割分業型の家族が標準的となった。女性政策に関しては、性別役割分業家族に準じた税制度と社会保障制度が整備されていった。

1950年代から1960年代にかけては女性の大学進学率は低く、大学教育を受けることができたのは恵まれた階層であったため、高度成長期の女性就労者の学歴は大卒ではなく中卒・高卒が中心となって、低賃金、悪条件の労働を、主に製造業、卸・小売業・サービス業などの部門で担っていた。高度経済成長時代は、「OL」が「使い捨て」の労働力として活用されるようになると同時に、世帯においては「男性が外で働き、女性は家事育児」という性別役割分業が一般化した時代といえる(横山, 2002, pp.90-92)。1949年から1960年代後半は、フェミニズム運動が世界的に広まる前の時代であり、戦前に農業や製造工場などでの労働を強いられてきた女性にとって都市部での専業主婦は憧れであり、性別役割分業型の家族は女性のニーズとも一致したといえる。

1970年代には第三次産業人口が50%を超え、1970年から1985年にかけて女性の雇用労働者が増大した(横山, 2002, p.93)。そのような社会状況のなかで、より有利な職や地位につくための進学競争が激化し、1975年には女子の高校進学率(95%)が男子(91%)を上回り、女性の短大への進学率が19.9%、大学への進学率が12.5%に上昇した。この時期は、全国の大学の規模が拡大した時期であり、同志社女子大学の拡充期とも重なる。

1973年のオイル・ショック後、サービス経済化へと産業構造の転換が起こり、女性雇用労働者の性格、位置づけも変化した。その影響として、女性労働力の需要の拡大、女性パート労働需要の増大、女性労働者内部の正規労働者と非正規労働者の階層分化の進行があげられる。1970年代から1980年代前半の労働市場は男性正社員を中心とした中核労働力と、女性パートを中心とした周辺労働力に二極化した(女性のM字型労働の一般化)時代と言われている(三山, 2003)。賃金、昇進、定年など雇用上の男女不平等は歴然と存在していたが、男女雇用機会均等法制定前でありその是正は裁判によるしかない時代であった。

1970年代、アメリカからウーマン・リブの波が日本社会にも押し寄せ、性別役割分業に対して疑問が投げかけられ、男女平等を求める流れが起こった。国連は、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と定め、世界規模で女性問題に取り組んだ。フェミニズムに関連した動きとして、1979年の国連による女性差別撤廃条約の採択が世界各国に与えた影響は著しい。日本政府は女性差別撤廃条約の加盟(1985年6月)に向けて、男女雇用機会均等法を1985年5月に成立させ、その後、育児休業法(1991年)、高校での家庭科男女共修実施(1994年)、育児休業法改正(1995年)、男女雇用機会均等法改正(1997年)、男女共同参画社会基本法(1999年)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(2001年)と一連の女性の地位向上に向けた法整備を行ってきた。

1980年代後半から2000年にかけては、女性労働の多様化と格差拡大への兆候がみられた時期である。1986年には婚姻率が史上最低の5.7%となり、1987年には出生率の低下が「1.57ショック」となって現れた。また、世帯規模が縮小し核家族に代わって単身親世帯が増加し始めた。

少子化の主な原因として女性が家事・育児・介護の大半を担っている点があげられるが、深刻な少子高齢化を背景に、女性の就労を前提とした家族政策への転換が模索された(横山, 2002, p.235-236)。具体的には、年金制度の改革(1994年, 年金改革法案成立, 1999年改正), 税制改正の動向(1995年, 配偶者控除の見直しを求める勧告)や、育児・子育てに関わる保育対策(「エンゼルプラン」1995年から10年計画), 児童福祉法改正(1997年成立, 保育所関連), 育児休業法の成立(1991年), 育児支援策としての児童手当(2000年, 児童手当法改正案が成立)などがあげられる。

1985年の男女雇用機会均等法が施行されてからの変化として、男女不問求人割合が増加し女性の職域も拡大したものの、男女間職業分離は依然として存在し男女賃金格差は縮小されず、労働力率のM字型も経年的にはM字型のカーブが緩やかになっているといえ、結婚・出産を機に就労女性の7割が退職する状況が継続した。また、1980年代半ばから1990年代のバブル崩壊後にかけて、雇用形態が多様化し、雇用者に占める正規労働者の割合が低下し、非正規労働者の割合が特に女性の間で増加した(横山, 2002, pp.297-302)。多くの場合、女性パート労働者は正規労働者である夫の家族賃金で生活できたため、低賃金や劣悪な労働条件は、短時間労働が家事・育児との両立に役立つ交換条件として納得されたと説明されているが(木村, 2008, p.60), 非正規労働者増加の傾向は、正規・非正規労働者間の格差拡大をもたらし、後の2000年以降の格差問題・女性の貧困化問題を悪化させる前兆となった。

2000年代、グローバル経済のなかで起こった様々な経済危機と連動して日本経済が低迷した結果、格差問題が浮き彫りとなり、女性間の格差をも拡大させる結果となった。法的には、1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、2007年には再度、男女雇用機会均等法が改正されたものの、労働市場では、男女間給与格差、昇進格差、女性非正規労働者の劣悪労働条件が存在し、育児支援制度も社会保障制度も女性にとって不備な点が残っている。フェミニズムの視点からは、グローバル規模で進む女性の貧困化が問題であり、今後の課題として、労働市場で女性も主要戦力となり、就労環境におけるジェンダー不公正をいかに是正していくかということが問われている。

そのようななかで、厚生労働省は2012年5月に「働く『なでしこ』大作戦」を立ち上げ、日本経済再生に向けて女性の活躍促進・企業活性化推進の具体的な取り組みを始めている(国家戦略室, 2012)。また、国際通貨基金(IMF)のワーキング・ペーパー“Can women save Japan?”は、日本再生の鍵を握るものとして女性の労働力活用を提言している(Steinberg & Nakane, 2012)。これらの取り組みや提言は、日本の働く女性のエンパワーメントにつながる追い風となっている。この追い風が吹いている間に、坂東(2009)が指摘するように、従来の日本的福祉と雇用のあり方を根本的に改革していく必要があるだろう。

C. 女子高等教育における女子大学の存続意義

前節のII-A「高等教育政策と大学改革」では、日本の高等教育政策からジェンダー・バランスに配慮した女性の能力開発と人材活用をめざした施策を組み込んでいくという視点が欠落していたこと、II-B「女性政策とフェミニズム運動の変遷—女性労働を中心に—」では、男女間の給与格差、昇進格差、女性が過半数を占める非正規労働者の劣悪労働条件、育児支援制

度や社会保障制度の不備、そしてそれらの是正の必要性について述べた。この節では、男女共同参画社会における女子高等教育の今日的課題を考えるにあたり、次節の事例で取り上げる同志社女子大学が、これから述べる女子大学の利点を生かして社会の変化に対応できるような人材育成を行ってきたのかという検証をするための背景として、女子大学の存続意義について述べる。ただし、共学大学の教育効果を否定するものではなく、あくまで女子大学の構造的特徴と女子学生の能力開発を効果的に行える利点を理解し、それを教育実践に生かした上での議論であることを付け加えておく。

日本の女子大学の数は2010年度で81校(共学大学666校)存在しており、2000年度以降、減少傾向にあるとはいえ、先進国の中では最も多い(政府統計の総合窓口, 2011)。一方、アメリカには53校(Women's College Coalition, 2011)の女子大学があるが、それらの女子大学が著しく多くの女性国会議員、女性管理職、および女性専門職を輩出しており、女子大学の女性エンパワーメント効果により、アメリカのジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)が引き上げられているといっても過言ではない。アメリカでは1960年代から1970年代の共学志向のあおりを受けて、1970年代を生き残った女子大学は、単に女性だけが行く大学から、女性の能力開発を積極的に行い女性の社会参画を促進する女性のための大学へと変貌を遂げた。全米大学女性卒業生の4%弱にすぎない女子大学卒業生の教育成果は、女性国会議員の20%、*Business Week*誌で取り上げられる成功したビジネスウーマンの30%、大手企業1000社の女性重役の33%が女子大学出身という結果となって表れている(Wolf-Wendel and Eason, 2007, pp.238-240)。飛躍した言い方をすれば、アメリカ高等教育における女子教育は、フェミニズムに目覚めた女性教員たちが、教育をとおして次世代女性のエンパワーメントを行うフェミニズム運動の一環であったと言えるかもしれない。

したがって、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の世界順位は日本が57位であるのに対して、アメリカは18位と上位に位置している(内閣府男女共同参画局, 2010年, p.56)。また、本稿の冒頭で示したようにジェンダー・ギャップ指数(GGI)は、日本が135か国中101位と低迷しているのに対して、アメリカは22位となっている(Hausmann, Tyson, & Zahidi, 2012, pp.8-9)。日本の順位の低さは、特に企業における管理職の女性割合と国会議員・閣僚の女性割合が著しく低いことによるもので、男性と比較して女性の能力が活用されておらず、経済界や政界において女性がまだ重要なポストについていないことを物語るものである。経年傾向として、管理職、国会議員、専門職の女性割合は緩やかな上昇傾向を示しているが、各領域でより多くの女性が重要な意思決定機関に参画していくことで、女性や社会的弱者の利益が意思決定に反映され、だれもが生活しやすい社会の実現につながる可能性が高まる。

女性の権利を守る法整備においては、前節でも見たように1985年に国連の女性差別撤廃条約に日本政府が加盟して以来、男女雇用機会均等法(1985年, 1997年改正, 2008年改正)、育児休業法(1991年, 1995年改正)、男女共同参画社会基本法(1999年)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(2001年)などが制定され推進されてきた。しかしながら、高等教育機関における女子教育は個々の大学にゆだねられ、全般的に、男女共同参画社会の基本概念に沿うような人材育成のためのカリキュラムづくりが積極的に推進されてきたとは言いがたい。高等

教育機関の使命として、主体的に社会参画できる女性を育成するという点で、特に女子大学が担う役割は大きく重要である。

では、日本の女子大学と共学大学では、女子学生に対するエンパワーメント効果においてどちらのほうの教育効果が高いのであろうか。筆者の試行的実証研究では、女子大学の学生のほうが共学大学の女子学生よりも、大学教員から学業面での期待と支援をより多く受け、自己効力感も高く、就職目標達成の自信も将来リーダーシップを発揮する自信も有意に高い数値を示し、女子大学の教育効果を示唆する結果となった(三宅, 2012a, pp.141-148)。

女子大学のほうが女性に対して教育効果が発揮できる要因として、女性の能力開発に必要な自己効力感の影響源と、学業面、キャリア面、個人面の支援を女性に特化して提供できる点にある。また、次のような女子大学の構造的要因が考えられる。社会の組織内にはその社会がもつ男性優位女性劣位のジェンダー構造が反映されるが、社会の一組織である大学も例外ではない。たとえば、共学大学では教員が意識する・しないにかかわらず、男子学生優先の教育が行われ女子学生は周縁化されて自信をなくしていくという現象が報告されている(M.サドカー & D.サドカー, 1997)。しかし、女子学生しかいない女子大学は女性が主役となることができ、女子大学内の教職員の各職階における男女格差は共学大学のものよりも小さく、教職員はエンパワーメントの対象として女子学生に教育実践を集中することができるといった点がある。このように、男性優位女性劣位の社会構造が反映されにくい女子大学は、女性エンパワーメントの学内環境を提供できる利点があり、社会の変化に対応して社会貢献していく次世代の女性を育成するという点において、その存続意義は高いと考えられる。

以上のような現在の社会状況を考えると、次世代女性育成の教育の仕掛けづくりとして、とりわけ次の3領域における教育実践が必要不可欠であると考えられる。まず、女性の就労促進につながるようなキャリア教育、次に女性の意識改革につながるジェンダー教育、そして女性の管理職割合を高め社会変革の原動力となるリーダーシップ教育に関するカリキュラム創出と教育実践に期待するところが大きい。

III

A. 4年制同志社女子大学としての基盤形成期(1949年~1966年)

この節では、同志社女子大学の戦後のあゆみを事例として取り上げる。同大学の変容過程にしたがって4つの時代区分にわけ、教育理念を概念の中心軸として、変容過程の特色を順を追ってまとめていく。

まず、戦後の教育改革により1949年に同志社女子専門学校から4年制の大学に昇格した同志社女子大学の教育理念は、「同志社女子大学認可申請書」に読みとることができる。設置目的として、「…明確に思考し有効に思想を発表し諸種の価値を判断識別する能力を育成しあわせて基督教の理想に遵ひ円満な人格を涵養すると共に国際的民主主義社会に於て建設的に且つ責任をもって生活し得る女性の養成を目的とする」(『同志社女子大学125年』編集委員会, 2000, p. 152に引用)と記されている。ここに表れたキリスト教主義にそった人格形成、国際社会への貢献、リベラル・アーツ教育による主体性と批判的思考力育成の概念は、1876年の同志社女学校

創立以来今日まで受け継がれている教育理念の根幹をなすものである。その教育理念は「キリスト教主義」「国際主義」「リベラル・アーツ」のように表されている。これら3つの概念は相互補完の関係をもつ形で上記の申請書の理念に統合されている。

1945年に発せられたGHQの5大改革には女性の解放や教育の自由主義化が含まれていたが、当時開設された他の私学の女子大学の設置目的は、良妻賢母教育を旨としたものが主流であった。これに対して、キリスト教主義教育にそった人格形成、国際主義、リベラル・アーツ教育の設置概念は時代の先駆性を示すもので、現代にも必要とされる女性像であると言えよう。4年制大学開設当時に設置された学問分野は、英文学、音楽、家政学の3分野であった。リベラル・アーツ教育の一環として社会学専攻の設置が試みられたが、博士号をもつ専任教員不在のために文部省から認可がおりなかったと言われている(『同志社女子大学125年』編集委員会、2000、p.152)。これは、2000年に現代社会学部ができてようやく実現した形となった。社会科学系の学部不在は、後のフェミニズム運動が高まった時代に同志社女子大学における女子教育のあり方に影響を与えたと考えられるが、詳しくは後述する。

日本の高等教育において、1961年から1975年頃までは大学規模の第2期大拡張期と言われている(吉本、2010、p.38)が、同志社女子大学においても大学規模拡大の一環として1965年に各学科の定員を増やし、英文学250名、音楽25名、家政学150名に改組された。1954年における女性の4年制大学への進学率は2.4%(男性13.3%)で、短期大学への進学率は2.2%(男性2.0%)であった。高度経済成長期に入り、家庭経済が豊かになったことで全国的には特に男性の大学進学率が1969年に24.7%と上昇した。一方、この時期に4年制大学に進学できた女性は経済的に豊かな階層に限られていたため5.8%と伸び悩んでいたが、女性の大学進学者の絶対数は増加していた。1950年に33名(男性12名、女性21名)であった教員数は1965年には2倍の66名(男性33名、女性31名、氏名からは性別不明2名)に増加した。1950年の女性教員は男性教員に比べて倍近く多く、1955年から1970年までは女性教員と男性教員の数はほぼ同じに保たれていた⁵⁾。

同志社女子大学では戦後第1回の86名の卒業生を皮切りに1966年には400名以上の卒業生を出した。その進路は、この時期の性別役割分業体制の社会に呼応して、教職などの資格職について一部の卒業生を除いて大部分は専業主婦となった。1950年代は初等・中等教育においては女子の特性ゆえに家庭科教育が必要であるという論旨が展開されていた時代背景の中で、同志社女子大学も当時の社会的要請として「家政学概論」が必修科目として置いていた。この社会的要請は、卒業生の進路における現状追隨の形で受け入れたと考えられる。

B. 同志社女子大学拡充期の教育(1967年～1985年)

1967年から1985年の期間は、教育研究設備が拡充され、学部改組により学生数が増え、新たに大学院が開設された大学の発展・拡充期間であった。まず、1966年に当時の全同志社の中では最大規模で最新設備をもつ校舎「楽真館」が完成し、家政学関係と英文学関係の教育研究設備が集約され同志社女子大学の中心的建物として機能した。翌1967年には、音楽科専用の校舎である「頌啓館」(現「頌美館」)が竣工し、音楽教育の充実と発展につながるものとなった。さらに、1971年には家政学部の充実発展に向けて、実験・実習室、講義室、大講義室、演習室な

どを含む新校舎(「心和館」)が建てられ、1978年には同館の増床工事が完成した。また1977年には、景観に配慮した地下埋め込み型の新図書館が完工した(『同志社女子大学125年』編集委員会、2000、pp.182-184)。

次に、学部の改組と定員増に関して、女子大学発足当時の学芸学部の3専攻は、改組改革により3学科に発展し定員増も認められた。前述のように英文学科は150名から250名に、音楽学科は20名から25名に、家政学科は90名から150名に増員され、入学定員165名増、総定員660名増で、全学定員は1700名となった。その後、学芸学部家政学科は家政学部となり、定員の適正化がはかられ、1976年には3専攻(家政学科、食物学専攻、管理栄養士専攻、各60名)からなる総定員720名の学部へと発展した。同様に音楽学科においても専攻と定員が増え、1982年に従来の3専攻から7専攻となり定員も25名から50名(総定員200名)に増加した。教育研究設備の整備拡充にあたり、工事費の一部はアメリカン・ボードの寄付によるものであった。また、この時期には大学院が新たに設置され、研究体制の充実も図られた(『同志社女子大学125年』編集委員会、2000、pp.192-198)。

大学規模の拡張と平行して、学部充実と大学院の設置を通して女子大学と女性の地位向上に腐心したことが、当時の学長の回想から伺える。大規模の同志社大学に比べて低く見られがちだった女子大学の地位を高めるための学部改組であり大学院設立であり教職員の教育・研究への邁進であったことが語られている(『しばぐさ』19、1980、pp.29-30)。

1975年に就任した第6代学長は、当時の能力主義、経済主義、世俗主義の社会的風潮の中にあつて、人間の精神的・霊的解放を目指す宗教的基盤に立った「人間性の尊厳と高貴を高唱する教育」(『しばぐさ』15、1976、p.3)を提唱し、キリスト教主義教育の課題を人間の霊的解放の課題と捉えている。そして、リベラル・アーツ教育を人間の知性的・思想的解放を目指す教育としている(『しばぐさ』15、1976、pp.3-4)。

C. 京田辺キャンパス開設および短期大学併設期間(1986年～1999年)

同志社女学校開学当初からある京都市今出川キャンパスと平行して、1986年に敷地面積12.7万平方メートルの広さをもつ京田辺キャンパス(1999年まで田辺キャンパスの名称)が開設された。新キャンパスには、英米語科と日本語日本文学科(各学科定員200名)の2学科からなる短期大学部が新設された。開学直後は、短期大学部1期生に加えて、音楽学科が今出川キャンパスから移転した。続いて1988年、英文学科を京田辺キャンパスに移転し、翌1989年には主体的・発信型人材育成を目指して日本語日本文学科が増設された。(『同志社女子大学125年』編集委員会、2000、pp.218-222)。

1991年、大学審議会をとおして大学設置基準の「大綱化」がはかられ、カリキュラム、教員資格、施設・設備などすべての領域で大学教育の規制緩和が行われた。特に、1986年からの大学設置基準運用の規制緩和と大学生の量的拡大計画により、それまで抑制されていた私学の新設、増設が相次いで起こり、1991年には飛躍増員となり、私学の活力が増す状況となった。この時期以降の同志社女子大学の発展も、大学設置基準の「大綱化」に連動したものであった。大学設置基準の大綱化は、各大学の自主・自律を推進させるものとなった。中でも重要な改正

として、教育課程の改正があげられる。それまでの一般教育と専門教育の区分が廃止されるとともに一般教育科目の必修枠がはずされ、各大学が独自に教育課程を編成する自由裁量が認められた。そして大学が自らの責任で教育・研究の水準を維持・向上させるものとして「自己評価・自己点検」の制度が導入された(『同志社女子大学125年』編集委員会, 2000, pp.228-234)。当時のカリキュラム改正に関して、「リベラル・アーツの理念を、人間性を培う科目群と、専門知識を深める科目群を『有機的』に関連づけて網をかぶせる原理とし、四年間のカリキュラム全体を覆う理念とする」(『しばぐさ』35号, 1995, p.2)という考え方が反映されている。

教育課程の見直しと平行して、学部学科の名称変更が行われた。1994年には英文学科が「英語英文学科」となりコース内容も改められた。1995年には家政学部が「生活科学部」と改称され、それにもなつて学部や大学院の専攻名称が変更された。またこの時期、日本の教育界のテーマでもあった国際化、情報化、そして大学の設置基準がもたらした大学間のボーダレス化に呼応するものとして、学内の学会発足や図書館オンラインシステム、同志社大学との単位互換制度、海外長期留学制度新設や国際交流センター発足による知のひろがりを経験した時期であった(『同志社女子大学125年』編集委員会, 2000, pp.244-248)。

京田辺移転と様々な教育施設・設備の充実により各学部の活動が活性化し、同校の合唱団や管弦楽団による演奏旅行や、オペラ、ミュージカル、シェイクスピア・プロダクションなどの表現活動も活発に行われた。またキリスト教主義教育の一環として、宗教部主催のリトリートも継続して実施され、1993年からは福祉施設でのボランティア活動を目的としたワークキャンプが始められた。特に1990年代後半は、当時の日本社会でのフェミニズムの動きを反映して、短期大学部では女性をテーマとした講演会が毎年開催されたことが報告されている(『同志社女子大学125年』編集委員会, 2000, pp.238-242)。

ここで、戦後から1999年までの同志社女子大学の卒業生が、在学中にどのような力を身につけ、どのようなライフコースを歩んだのかについて、卒業生アンケート調査(三宅, 2003)をもとに、その特徴を要約すると次のようになる。この調査結果は、2002年4月無作為に抽出した卒業生500名に質問紙を送付し有効回答182名のデータを分析したものである。在学中にどのような力を身につけたかについて、年代別、就業タイプ別に特徴が表れた。たとえば(調査当時の)50代と60代にはキリスト教主義的な教育がより強く根付いていたが、大学が全国的に大衆化した(調査当時)40代より若い世代は学生としてのニーズが多様化したあとが見てとれた。そして回答者の60%以上が授業と交友関係を重視し、約50%が教養を身につけ人間的に成長したと答えた。大学生活が教養を高め人格形成に有益であったという回答率の高さは、McVeigh(1997; 2002)の日本の女子大学は名ばかりで高等教育機関に値しない見せかけの存在にすぎないという批判に反論できる回答結果であった。

また、卒業生が理想とする女性像には建学の精神と教育理念が象徴的に表れており、卒業生の意識下に様々な形で大学教育が根付いていることが確認できた。それは、同志社女子大学が育てるべき女性像に対する記述回答群が「主体性のある自立した人間として深い専門知識と豊かな教養をもち、グローバルな視野で良心に基づいて国際社会(日本社会を含む)に貢献できる

人材」(三宅, 2003, p.31)と集約できた点に見られた。これは, 中西(1998)の, 女子学生の卒業後のライフコース選択に最も影響を与えるのは大学の教育方針・教育理念であるという調査結果を, 卒業生がもつ価値観においてある程度裏付けるものとなった。

次に, どのようなライフコースを歩んだのかについては, それまでの日本の労働市場における女性の問題が凝縮された形となって表れた。まず, 就業継続グループと再就業グループの回答傾向に, 仕事と家庭の両立に伴う困難・問題が読み取れた。またこの両グループは仕事から得られる経済的, 精神的恩恵のためにある程度健康上および心理上の犠牲を払いながら就業を続けている状況が明らかとなった。中断グループは家庭と子育てを優先した結果であるが, 必ずしもライフコースに関する明確な目標を持っていたわけではないことが明らかになった。無就業グループは他のグループより高いジェンダー意識を持っていると同時に, 経済的, 時間的に余裕のある階層であることが推察できた。このグループは2002年以前に専業主婦をしていた層であり, 調査当時, 仕事と家庭の二重負担を負っていた就業・再就業グループよりも相対的に恵まれた状況が読み取れた。なお, 回答者182名のうち就業継続グループは24.2%, 再就業グループは35.2%, 中断グループは25.8%, 無就業グループは14.3%で, 就業継続グループと再就業グループを合わせると59.4%で, 2003年度の日本女性の労働力率48.5%を10.9ポイント上回っていた(詳しくは三宅, 2003を参照)。

D. 同志社女子大学発展と革新の時代をむかえて(2000年~2012年3月)

2000年から2011年は男女共同参画社会に向けて社会が大きく動いた時代であった。この間, 同志社女子大学では, 5つの学科と4つの大学院専攻課程が新たに設置され, 既存の2学科が統合されて新学部がつけられた。1986年から開設されていた短期大学部は2000年4月に募集を停止し, 在学生の卒業を待って2003年に廃止された。この節では4年制の学部で議論をしようが, 最初に取り上げる現代社会学部(定員400名)は, 短期大学部英米語科(入学定員240名うち期間付定員40名)と短期大学部日本語日本文学科(入学定員240名うち期間付定員40名)が改組転換されたものである。またその背景として, 女性の4年制大学への進学率が短期大学への進学率を上回ったことと大学経営上の要因があったことを付け加えておく。1999年度に2学部5学科4133名であった在学者数は, 2011年度には5学部10学科6426名に拡大した。

新学部・新学科の開設が可能となった背景には, 1991年の大学改革による大学設置基準等の「大綱化・簡素化」と, 同校のそれまでの大学経営をとおした財政基盤の安定が関係している。ここでは, 新学部の設置の趣旨と特色を, 2000年代の男女共同参画社会の動きとフェミニズムの視点をふまえて分析していく。

まず, 2000年に開設された現代社会学部社会システム学科を取り上げる前に, 1949年4年制大学設立当初の社会学専攻の設置申請にふれておく必要がある。1949年当時, 社会学の博士号を持つ教員がいなかったために認可されなかったことは先に述べた。約50年後の2000年になって現代社会学部としてそれが実現したわけであるが⁶⁾, 51年間不在であった社会科学系の学部ができたことは, 同志社女子大学の3つの教育理念の実現に様々な影響をもたらしたことが考えられる。たとえば, 多様な学問分野をとおしたりベラル・アーツ教育の充実, 国際主義教育

にもとづくグローバル社会貢献の多様化, キリスト教主義教育にもとづく社会構造の理解をと
おした他者への配慮の視点育成などである。

現代社会学部設置にあたり作成された設置の趣旨の前半部分⁷⁾には, 21世紀の男女共同参画
社会時代をむかえて, 女性が社会の主体的構成メンバーになったことが反映されている。また,
後半では, それまで受験市場での女子学生のニーズに呼応して人文系の教養教育に偏っていた
ことが反省されている点が注目される。したがって, ここで述べられた設置の趣旨から, 社会
の動きに連動して女子高等教育機関として社会の要請に応えるべく, 社会の諸問題解決に向け
て積極的にかかわっていける女性を育成しようという姿勢が伺える⁸⁾。

次に, 2002年に設置された学芸学部情報メディア学科の設置の趣旨⁹⁾をみてみよう。IT(情報
通信技術)革命の時代を迎えた社会的背景をふまえて, 学芸学部内に情報メディア学科をおく
ことで「人文科学系および芸術系分野と時代に対応した自然科学系分野を含む情報とメディア
分野を統合した教育を行い, リベラル・アーツ教育のより一層の充実を図ること」(同志社女子
大学学芸学部情報メディア学科設置認可申請書 2001(平成13)年5月31日付, p.4)が目的とされている。
また, 「学芸学部が蓄積してきた教育に関する知的財産である文化的コンテンツをメディア
と結びつけることのできる女性を育て, 21世紀の情報化した社会の要請に応えたい…女性な
らでは感性を生かした多様なコンテンツを制作する能力を育成する」(同志社女子大学学芸学
部情報メディア学科設置認可申請書 2001(平成13)年5月31日付, p.4)という記述がみられる。

情報メディア学科が育成しようとする人材に関しては, キリスト教精神(倫理性と責任感)の
視点から行動する能力, 豊かな教養と鋭い問題意識を持ち続ける力, 自らのビジョンを(情報
やメディアを駆使して)実現させる力, 国際社会を生きるためのコミュニケーション能力, 情報
リテラシーとメディアを利用して自らの個性が表現できる能力, の5項目が謳われている(同
同志社女子大学学芸学部情報メディア学科設置認可申請書 2001(平成13)年5月31日付, p.4)。

情報メディア学科の設置は, 情報化社会の動きにいち早く対応し, 既存の3学科と連携させ
た情報教育の基盤をつくることで, 大学全体として情報リテラシーを育成しようというねらい
があったことが伺える。さらに当該学科が育成しようとする人材として, 従来の3つの教育理
念に加えて, 感性を生かした自己表現力のある女性, 文化的発信力のある女性の育成を目指し
ている点が注目される。

さらに, 2004年開設の現代こども学科設置届出書¹⁰⁾において, こども社会学の分野で「意欲
的に先導的役割を果たしたい」という表現と「指導的役割を果たし得る女性を育成する」とい
う表現は, 同校の設置趣旨としてはそれまでになかった表現である。前者に関しては, 小学校
教員養成を主目的とする従来の教育学系の学部学科と異なっており, こども社会学と教育学の
融合が設置当初からの特色として打ち出されたと考えられる。後者に関しては, 男女共同参画
社会における女性のあり方を反映した表現が用いられたものと思われる。

2005年設置の薬学部医療薬学科設置の趣旨においては, チーム医療(医師, 看護師, 臨床検査
技師, 管理栄養士)の一躍を担える質の高い有能な薬剤師の養成が強調されており, 「本学薬学
部の学生は, 宗教・人文科学・芸術系の学問にも接して, その人間性を養うとともに, 社会科
学系の学部の学問, 特に心理学系や社会福祉系の学問にも接することで, 単科大学では難しい

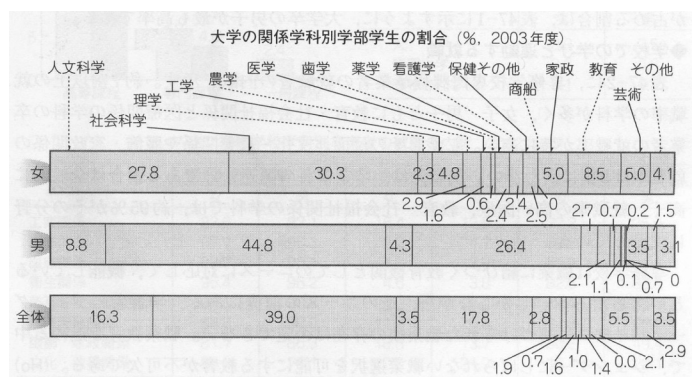
学際的な幅広い見識を薬学の専門知識に加味することができる」と謳われている(同志社女子大学薬学部設置認可申請書, 2004(平成16)年6月30日付, p.3)。また, 「様々な分野への女性の社会進出が盛んな現代において, 医薬品に関する専門家として疾病の治療のみならず, その予防にも寄与して地域社会の健全・健康な発展に尽くしたいとの熱い思いを抱く女性の数は年々増えつつある。そのような薬剤師の育成に貢献し, ひいては社会に貢献することは大学の使命であり, 大学としての社会的責任を果たすことにはかならない」(同志社女子大学薬学部設置認可申請書, 2004(平成16)年6月30日付, p.4)と述べられている。

薬学部医療薬学科設置の趣旨は, 全人教育をめざすリベラル・アーツ教育の理念に立脚しており, リベラル・アーツ教育と専門教育の融合という点では, それまでに新設された学部学科を含む既存の多様な学問分野と連携させて説得力をもたせている。また, 社会貢献をとおして大学の社会的責任を果たすという表現が初めて設置趣旨に登場した。

上記の新学部学科の設置¹¹⁾と平行して, 2000年代の大学改革の一環としての認証評価, FD, 授業評価, 「学士力」の構築, 質保証システムの構築, 大学院教育の充実などが求められてきたが, これらすべてに関して同志社女子大学においても他大学同様, 各部署の起動力を高め教育実践と取り組みに反映されている。

1. 学科別学生の男女割合と男女間職業分離

同志社女子大学では2000年以降, 人文系, 家政, 音楽に, 社会科学系, 情報メディア系, 薬学系が加わって, 女子学生の専攻分野の選択肢を増やし, 卒業後のキャリア選択肢の拡大につながったと考えられる。従来から, 大学における女子学生と男子学生の専攻分野には顕著な偏りが指摘されている。グラフ1はそれを示したものである。人文科学系の分野で著しく女性が多く男性が少なく, 工学や理学の分野では著しく男性が多く女性が少ない。労働市場でも業種・職種において男女割合が著しく偏っている分野が存在する。グラフ2は, 男女間職業分離を示したもので, 事務従事者と保安職業・サービス職業従事者で著しく女性が多く男性が少なく, 製造・制作・機械運転及び建設作業者と管理的職業従事者では著しく男性が多く女性が少ない。



(井上輝子・江原由美子(編)(2005)『女性のデータブック』p.105より)

グラフ1 「大学の関係学科別学部学生の割合」



(内閣府男女共同参画局(2011)『男女共同参画白書』p.55より)

グラフ2 「職業別就業者構成比の推移(性別)」

2. 大学における女性学・ジェンダー研究関連授業の開講講座数

学問分野での男女割合の偏りは職業分野での男女割合の偏りと連動している。人材育成の視点からは、女子大学で従来から女性の進出が少なかった学問分野の学部を設置することにより将来の男女間職業分離を緩和することが可能であるという仮説が成り立つ。表1は、男女間職業分離と女子学生の専攻学問分野との関係に関連して、同志社女子大学を含む女子大学10校を例にとり、どのような学部学科が設置されているかをまとめたものである。

表1 「女子大学10校における設置学部学科の分類」

女子大学 \ 分野	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	医学・歯学	薬・看護・その他の保健	家政	教育	芸術	その他
国立女子大学A	3	1	4	1	0	0	0	3	0	1	0
国立女子大学B	3	0	4	1	0	0	0	5	0	0	0
私立女子大学C	3	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0
私立女子大学D	3	4	2	0	0	0	0	5	1	0	0
私立女子大学E	4	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0
私立女子大学F	3	5	0	1	0	0	1	3	1	1	0
私立女子大学G	3	1	0	0	0	0	0	3	4	0	1
私立女子大学H	2	1	0	2	0	0	3	2	1	2	0
私立女子大学I	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
私立女子大学J	3	2	0	0	0	0	1	2	1	1	0
合計	29	23	13	8	0	0	5	23	8	5	1

(全国学校データ研究所(編)(2010)『全国学校総覧2011年版』をもとに作成)

表1に見られるように、女子大学10校における分野別の学科数合計は、人文科学29、社会科学23、理学13(うち8は国立女子大学)、工学8、農学0、医学・歯学0、薬学・看護・その他の

保健5, 家政23, 教育8, 芸術5, その他1である。ここで取り上げた女子大学の数は少ないが、表2の集計結果は、グラフ1の学問分野での男女割合の偏りと表1の男女間職業分離の傾向とある程度関連していることがわかる。人文科学と家政の分野が著しく多く、理学と工学の分野が少ない。さらに、現代の女子大学の特徴として、社会科学系の学部・学科が増加していること、家政学では学際的で新しい学部・学科名が登場していること、数は少ないが従来「男性向き」とされていた法学、建築、健康スポーツ科学、環境・バイオサイエンスなどの学部・学科が設置されるようになった点である。

次に、ジェンダー平等化と社会公正の問題に関して学生の意識喚起をどの程度行ったかに関して、女性学・ジェンダー研究関係の授業の種類と開講講座数を参考にすることができる。

『月刊女性情報』編集部は1999年と2000年に2年連続で全国の全ての大学・短大対象に、女性学関連講座を実施しているかどうかについてアンケート調査を実施した。1999年の調査では、国公立大学161校のうち57校(36%)が、私立大学454校のうち103校(23%)が実施していた(『月刊女性情報』2000年4月号, p.47)。2000年の同様の調査では、国公立大学161校のうち75校(47%)が、私立大学455校のうち139校(31%)が実施しており(『月刊女性情報』2001年6月号, p.12, 同7月号, p.17), 1年間で前者は11ポイント、後者は8ポイント増加した。この中から、国立女子大学2校(A,B)と恣意的に選んだ私立女子大学7校(C~J)での女性学講座開講数は、女子大学A:26, 女子大学B:11, 女子大学C:2, 女子大学D:12, 女子大学E:7, 女子大学F:11, 女子大学G:(データなし), 女子大学H:10, 女子大学I:1であった¹²⁾。

上記には同志社女子大学は含まれていないが、同校において1999年に5講座であった女性学関連講座が、2000年の現代社会学部開設により10講座に増加した。国立女子大学Aでは、2000年度開講予定の女性学関連講座4講座から2001年度開講予定の女性学関連講座が26講座に増えている(『月刊女性情報』2000年4月号, p.49; 2001年7月号, pp.21-22)。これらの増設された講座の多くは従来の授業科目に女性学・ジェンダー研究の視点を学際的に取り入れたもので、社会の動きに迅速に対応したものと考えられる。また、2011年までに上記の各女子大学で女性学関連講座がさらに増えたことが予想される。2011年度同志社女子大学では共通学芸および他学科への提供科目として、女性学・ジェンダー研究関連の講座数は13であり、2000年度より3講座のみの増加にとどまっている。女性学・ジェンダー研究関連の授業では、ジェンダー平等化と社会公正の諸問題に関して学生の意識を高めるだけでなく批判的思考力の育成にもつながる。女性学・ジェンダー研究の視点は多様な学問分野に学際的に取り入れることが可能であり、女子学生のエンパワーメントという点からも、様々な授業をとおしたジェンダー問題へのアプローチが課題として考えられる。

IV. 考 察

本研究は限られた紙面の中で、高等教育政策と大学改革、女性政策、事例の背景としての女子大学の存続意義の広範囲にわたって概観し、同志社女子大学の戦後からの長いあゆみの変容過程を扱ったため、それぞれの節が舌足らずで駆け足の説明になったことは否めない。しかしながら、上記の諸要素を相互に連動し合ったものとして振り返った場合、男女共同参画社会に

における女子高等教育の今日的課題として何が見えてくるのであろうか。

高等教育政策がジェンダー・バランスに配慮した施策を取り入れてきたかどうか、そして事例の同志社女子大学が戦後から今日まで女子高等教育を取り巻く社会背景の中でどのように変容し、男女共同参画社会型の女性を育成してきたかどうかについて、「アカウントビリティ」の観点から考察し、補助的に教育の統制形態にも言及する。アカウントビリティは公的領域の諸活動について、その是非や有効性・適切性を問う概念であり、教育の統制形態は誰が教育を統治・統制するのかという問題領域を類型化する分析概念である。アカウントビリティの要素として、①専門的アカウントビリティ、②民主的アカウントビリティ、③機能的アカウントビリティ、④応答的アカウントビリティ、⑤市場的アカウントビリティの5つが含まれる(藤田, 2000, p.246)。また、教育統制の形態として、①専門的統制、②官僚的統制、③住民統制、④市民的統制、⑤自主的統制、⑥市場的統制の区分がある(藤田, 2000, p.248)。

まず、戦後から現在までの高等教育政策と女性労働政策におけるアカウントビリティを検討する。高等教育政策は、教育行政が市民の総意を反映しているかどうか、公正・適切に運営されているかが問われる公共性を持ち、その民主的アカウントビリティの側面が重要な要素となる。一方、新設大学と多様な学部の設置を可能にした1991年の大学設置基準の大綱化・簡素化は、大学教育に対して公正・適切な運営よりも、人々の私的な利害や多様化する関心が満たされているかを問う市場的アカウントビリティの要求が強まった結果とも言える。2000年代の大学教育の質保障に関する一連の改革は、大学の教育目的の遂行責任を問う機能的アカウントビリティを優先したのもで、さらにそれらの改革がグローバル化による大学間の国際競争を背景として起こったことは、市場的アカウントビリティの要素も合わせ持っている。高等教育政策に2006年の「女性研究者支援モデル育成」事業が始まるまでジェンダー・バランスに配慮した女性の能力開発や人材活用策が組み込まれてこなかった理由を前節Ⅱ-A「高等教育政策と大学改革」で3点説明したが、今まで高等教育政策をその政策形成過程も含めてジェンダー公正の視点から外的に監視するということは行われてこなかった。「女性活用小国」である日本は、今後ジェンダー公正の視点から高等教育政策の民主的アカウントビリティを問うていく必要があるだろう。

次に女性労働政策はその特質上、市場的アカウントビリティが最優先され、ジェンダー公正の視点を重視する民主的アカウントビリティは軽視されてきた。特に前節Ⅱ-B「女性政策とフェミニズム運動の変遷—女性労働を中心に—」で概観したように、多くの若年女性と中高年既婚女性が非正規雇用の低賃金で「使い捨て」にされてきた状況を伊藤は、「北米や西欧諸国における移民労働者の役割を女性に担わせてきた」(伊藤, 2011, p.8)と批判している。日本の労働市場におけるジェンダー不公正を是正していくという点に関する女性労働政策の民主的アカウントビリティは、国内の諸機関だけでなく、法的な拘束力はないものの国連の女性差別撤廃委員会(CEDAW)や、国際労働機関(ILO)、国際通貨基金(IMF)などによっても監視されている状況となっている。

それでは、高等教育政策と女性労働政策はどのような接点があるのだろうか。高等教育の出口として労働市場が結びつく。しかし、女子高等教育の出口としての労働市場における女性の

位置づけが戦略的に考えられることはなかった。それは、性別役割分業社会で「補完労働力」としてしか位置づけされない女性の人材育成をことさら高等教育政策の中で女性に特化して能力開発を行う必要がなかったからである。したがって、高等教育政策においてジェンダー公正の視点から民主的アカウンタビリティが問われることはなかったと考えられる。

上記の高等教育政策と女性労働政策に関連させて、同志社女子大学の変容過程についてもアカウンタビリティの観点から考察を行う。同大学は私学の女子大学であるが、高等教育政策を推進する文部科学省の管轄下であり、準公共財の性質をもつ教育サービスを提供する機関として、そのアカウンタビリティを検討してみよう。

戦後の4年制女子大学としての基盤形成期に関してはこの後でふれるので省略するが、前節Ⅲ-B「同志社女子大学拡充期の教育」とⅢ-C「京田辺キャンパス開設および短期大学併設期間」でみた同志社女子大学の規模拡大と短期大学の併設は、市場的アカウンタビリティを重視したものであろう。また、2000年以降、同志社女子大学が新設してきた学科は、現代社会学部社会システム学科、情報メディア学科、現代こども学科、薬学部医療薬学科、国際教養学科で、大学設置基準の大綱化によって実現したのものである。新設学科設置の趣旨には、男女共同参画社会型の女性を育成するという民主的アカウンタビリティの萌芽も見られるが、いずれの学科もいわゆる「女性向き」「男性向き」というジェンダー・バイアスのかかった表現で分類すると、女性の進出が少ない従来から「男性向き」とされてきた自然科学系の学科(薬学は「女性向き」と分類される)を新設するという選択肢はとらなかった。これは受験市場をにらんだ経営上のリスク回避ともとれるが、女子学生に新たな分野に選択肢を広げ、卒業後女性の活躍の場を広げるという先鞭にはならなかった。男女間職業分離を是正するためには、大学の専攻分野の男女間の偏りを是正する必要がある、これは個々の大学が解決できる問題ではない。女性研究者育成支援は自然科学系の研究者を中心に行われているが、大学の専攻分野における男女間の偏りの是正に関しても、今後高等教育政策で検討されるべき事柄であろう。

最後に、同志社女子大学の教育実践と教育効果についてアカウンタビリティの観点から考察する。同志社女子大学は戦後、キリスト教主義教育による人格形成、国際社会への貢献、リベラルアーツ教育の3つの教育理念を基盤として、女子大学としての地位を築いてきた。特にリベラルアーツ教育は日本の女子高等教育における先駆的カリキュラムとして、これまでの教育実践に対して一定の評価が与えられる。それは、前節Ⅲ-C「京田辺キャンパス開設および短期大学併設期間」でみた卒業生アンケートの調査結果からも評価できる。その点で、大学としての専門的アカウンタビリティと機能的アカウンタビリティの所在が認められる。しかし2000年以降の設置基準・設置認可審査・認証評価による公的な質保証システムの構築は、大学の機能的アカウンタビリティを果たそうとするものであるが、評価基準は教育効果の実証的裏付けを必要とするものではなく、各大学の教育実践による人材育成の成果を実質的に保証するものとはなっていない。しかも質保証による機能的アカウンタビリティはグローバル経済の中の国際的な大学間競争における市場的アカウンタビリティと表裏一体をなしている。したがって、たとえば大学が男女共同参画社会型の人材育成を教育目標に掲げるのであれば、その教育効果を実証するような調査データの公開が望まれる。

「アカウンタビリティ」の名の下、市場的アカウンタビリティが優先されると、民主的アカウンタビリティが犠牲にされる危険性をはらんでいる。たとえば、高等教育政策レベルでは、大学教育の質保証が形式的な機能的責任の充足に終始し、ジェンダー公正な質保証は担保されにくい。個人レベルでは、大学教育の学歴が公共の利益ではなく私的な利益を追求するために利用されるという問題性を含んでいる。教育実践においても、市場的アカウンタビリティの優先はジェンダー公正に配慮した教育目標の価値を見えにくくする恐れがある。

高等教育制度の統制形態に関して、教育の定型化・標準化が進んだ現代社会では、官僚的統制と専門的統制が基本型となり、それを補完し規制するものとして市民的統制、住民統制、自主的統制、市場統制があるとされている(藤田, 2000, p.250)。補完関係と緊張関係にあるこれらの統制形態は教育の在り方に影響を与える。基本的に私学において維持されてきた自主的統制は、近年の官僚的統制の拡大によりその自主的統制が後退する傾向が報告されている(藤田, 2000, p.249)。男女共同参画社会型の女性を育成するという点において着手の時期と取り組みの速度は異なるが、事例でみた同志社女子大学を含む各女子大学では女子学生の能力開発と卒業後の人材活用に向けた自主的な教育実践の取り組みを始めている。これは自主的統制であるが、大学の民主的アカウンタビリティを重視し市場的アカウンタビリティの影響を受けにくい大学ほど男女共同参画社会型の女性育成の推進力は強いと考えられる。

V. 結 論

同志社女子大学の戦後から現代までのあゆみは、高度経済成長、女性の高学歴化と社会進出、女性雇用の増大、グローバル化、大学設置基準の大綱化、大学教育の質保証システムの構築の中にあつて、時代の要請に呼応し、各時代の社会に適応する女性を輩出してきたと言える。また、時代に呼応したということは、同校の教育実践は時代の先取りではなく時代の後追いをしてきたとも言え、市場的アカウンタビリティの帰結である。同志社女子大学の創立者新島襄がかつて意図した社会改良(変革)を推進するような女性を育成してきたかという問いに対してはさらなる検証を必要とするであろう。時代適応型の女性輩出は、戦後から1990年代までの日本社会が性別役割分業かつ男性優位女性劣位のジェンダー構造を各企業・組織内で温存しながら機能してきたために、必然の現象であったかもしれない。また、社会問題検証の基盤となりうる社会科学系の学部が2000年まで同校に存在しなかったことは、高等教育機関として社会のしくみや情勢を批判的に捉え、それを教育実践に反映させるという視点が脆弱化していたと言えるかもしれない。

現在、日本の社会も高等教育制度も転換期を迎えている。社会問題が多様化、複雑化、グローバル化するなかで、諸問題解決に積極的に取り組めるような社会意識をもつ女性が育成されてきたかということに関して本研究は回答をもたず、今後、教育効果の実証研究が蓄積され公開されていくべきであろう。一女子大学のあゆみの振り返りを通して言えることは、女性の教育に携わる高等教育機関は、官僚的統制と自主的統制の緊張バランスの中で、教育使命の価値創出とその実現が今ほど強く求められている時代はないということである。女子大学の生き残りをかけて女性のエンパワーメントに力を入れてきたアメリカの女子大学から学ぶ点がある

とすれば、それは、女性の能力開発に向けて大学のミッションを再構築し、女子大生の知力、気力、意識、自信を高めるための教育内容のカリキュラムを実践してきた点にあるといえる。具体的には、女子大生への期待値を高く保ったままの高い学問水準の維持であり、様々な学業・就職支援体制¹³⁾であり、ジェンダー・人権教育であり、リーダーシップ教育があげられる。日本では、行政機関や企業において様々な女性支援策が検討され実施面でも進展しているのに対して、高等教育機関において男女共同参画社会型の女性を育成する教育実践への本格的な取り組みが出遅れている現状こそが、女子高等教育の今日的課題であると考えられる。

(付記)本研究は、2010年度同志社女子大学共同研究助成金による共同研究「同志社女子大学の歴史と発展に関する資料・教材開発と研究」の筆者担当部分の研究成果をまとめたものである。

注

- 1) 2009年の日本全体の貧困率は16%で、そのうち57%が女性である。勤労世代(20~64歳)の単身女性の3人に1人が「貧困」で、65歳以上の単身女性では2人に1人が「貧困」、母子世帯では57%が貧困である(西尾, 2012)。なお日本の子どもは6人に1人が「貧困」で、女性の貧困率と子どもの貧困率が連動している。
- 2) 1960年の新制大学の学生数は30万人を超えていた(黒羽, 1993, p.191)。
- 3) 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」では、世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成、総合的教養教育、特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流)などが謳われている。
- 4) 米国、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、オーストラリアでは女性の高等教育在学率が85%を超えており男性の在学率を大きく上回っている(内閣府男女共同参画局, 2012, p.112)。
- 5) 同志社女子大学の男性教員数、女性教員数は同校総務課提供の資料にもとづく。
- 6) 初代学長ヒバード氏は、女性は福祉活動に適しており、女子大学として社会福祉活動分野の学問的背景となる社会学部が必要であるという考え方をしていた(『しばぐさ』14, 1975, p.21; ヒバード先生追悼記念集編集委員会, 2002, pp.208-210)。社会福祉は、同志社女子大学におけるキリスト教主義教育の根幹をなす隣人愛と社会貢献を实践する場として、ヒバード氏は社会福祉分野の活動に着目したと考えられる。
- 7) 「…女性が社会的活動の担い手として重要な位置を占める21世紀においては、社会の諸問題に関心をもち、問題の所在についての深い洞察力和解決のために積極的に取り組む意欲をもった女性の育成が求められる。すでに、現代社会が抱える諸課題に目を向けるようになった女子学生は、男女共学大学を目指し、なかでも社会科学系の学部学科を志向するようになってきている。こうした傾向は、従来文学や語学を中心とする教養教育に重点を置いてきた女子大学に反省を迫るものである。社会で活躍しようとする女子学生の要望のみならず、女性の活躍を期待する社会の要請に対して、女子大学も社会科学系学部の充実により応える必要があらう」(同志社女子大学現代社会学部設置認可申請書 1998(平成10)年9月30日付, p.3)。
- 8) 学部構成としては、社会のシステムの観点からのアプローチが重要視され、社会システム学科1学科が置かれた。取り上げる領域としては、相互に関連しかつ女性に深くかかわる分野と地域性が考慮されて、「国際理解」、「観光・京都」、「ライフマネジメント」、「ビジネスマネジメント」の4コースが設定され、後に「法システム」コースが加えられた。
- 9) 英語英文学科、日本語日文学科、音楽学科からなる学芸学部を改組転換して、情報メディア学科を設置する必要性として、近年の女子学生が英語運用能力の向上や日本語の研究そのものを最終目標としておらず、それらを運用できる技術教育を求める志向が強まった点が述べられている。そうした女子学生の志向に対応するために、既存3学科の広い教養の上に立つ技術的能力や創造表現意欲を高める教育として学芸部に設置することが望ましいとされた。したがって、英語英文学科の恒常的定員75名と日本語日文学科の恒常的定員45名を振り替えて、情報メディア学科の定員120名とされた(同志社女子大学学芸学部情報メディア学科設置認可申請書, 2001(平成13)年5月31日付, p.6)。

10) 「こどもは社会の重要な構成員であり、社会の変化を敏感に映し出す鏡でもある。『社会的な存在であるこども』を研究することで、社会全般の課題が見えてくる。このような視点で、こども研究に社会的側面から取り組む学科は全国的にみても、非常に少ない状況である。本学としては現代社会学部設置の理念に照らしつつ、この分野で意欲的に先導的役割を果たしたいと考えている」(同志社女子大学現代社会学部現代こども学科設置届出書、2003(平成15)年5月30日付、pp.2-3)。また、設置目的は「広い分野において、子どもを育む社会を構築し得る女性を育成するとともに、世界的視野に立って世界の子ども事情にも精通し、多くの分野で指導的役割を果たし得る女性を育成すること」(同志社女子大学現代社会学部現代こども学科設置届出書、2003(平成15)年5月30日付、p.3)とされている。

現代こども学科は既存の現代社会学部社会システム学科内のライフマネジメントコースの教育研究対象である女性、子ども、老人、障害者のうち、子どもに関する分野の内容を特化して現代社会学部に新設された。定員は、社会システム学科定員400名のうち100名が現代こども学科に振り替えられた。

- 11) 2007年は学芸学部国際教養学科が設置されたが、本稿での当該学科の設置理念の分析は省略する。
- 12) ここで取り上げた女子大学10校は、①お茶の水女子大学、②奈良女子大学、③日本女子大学、④東京女子大学、⑤津田塾大学、⑥同志社女子大学、⑦京都女子大学、⑧武庫川女子大学、⑨金城学院大学、⑩神戸学院大学である。
- 13) 坂東は『日本の女性政策』(2009)の中で、日本の大学におけるはキャリア教育の遅れにより、人的資源が劣化していることを指摘している(坂東、2009、p.203)。

参考文献

- 坂東真理子(2009)『日本の女性政策—男女共同参画社会と少子化対策のゆくえ』ミネルヴァ書房
- 『同志社女子大学125年』編集委員会(編)(2000)『同志社女子大学125年』同志社女子大学
- 同志社女子大学総務部総務課・同志社女子大学資料室運営委員会(編)(1975)『しばぐさ』第14号、同志社女子大学
- 同志社女子大学総務部総務課・同志社女子大学資料室運営委員会(編)(1976)『しばぐさ』第15号、同志社女子大学
- 同志社女子大学総務部総務課・同志社女子大学資料室運営委員会(編)(1980)『しばぐさ』第19号、同志社女子大学
- 同志社女子大学総務部総務課・同志社女子大学資料室運営委員会(編)(1995)『しばぐさ』第35号、同志社女子大学
- 同志社女子大学(1998)「同志社女子大学現代社会学部設置認可申請書」1998(平成10)年9月30日付
- 同志社女子大学(2001)「同志社女子大学学芸学部情報メディア学科設置認可申請書」2001(平成13)年5月31日付
- 同志社女子大学(2003)「同志社女子大学現代社会学部現代こども学科設置届出書」2003(平成15)年5月30日付
- 同志社女子大学(2004)「同志社女子大学薬学部設置認可申請書」2004(平成16)年6月30日付
- 藤田英典(2000)「教育政治の新時代—岐路に立つ公教育」藤田英典・志水宏吉(編)『変動社会のなかの教育・知力・権力—問題としての教育改革・教師・学校文化』新曜社
- 『月刊女性情報』2000年4月号、バド・ウィメンズ・オフィス
- 『月刊女性情報』2001年6月号、バド・ウィメンズ・オフィス
- 『月刊女性情報』2001年7月号、バド・ウィメンズ・オフィス
- Hausmann, R., Tyson, L., & Zahidi, S. (2012) The Global Gender Gap Report 2012, World Economic Forum
- ヒバード先生追悼記念集編集委員会(編)(2002)『主の恵みは尽きることがない』ヒバード先生追悼記念集編集委員会
- 本多正人(1997)「戦後教育のダイナミズム—民主化から蓄積疲労まで」浦野東洋一・坂田仰(編著)『入門 日本の教育'97~'98—「公教育戦後50年」の危機と改革』ダイヤモンド社 pp.221-249
- 伊藤るり(2011)「自分の痛覚をもって、世界と繋がるフェミニズム」天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代(編)『新編 日本のフェミニズム 9 グローバリ

ゼーション』岩波書店 pp.2-42

兼子仁(編)(2002)『教育小六法』<平成14年版>学陽書房

金子元久(2010)「日本の高等教育—改革の現状と伝統の影響」村澤昌崇(編)『リーディングス日本の高等教育 6 大学と国家—制度と政策』玉川大学出版部 pp.39-65

金子幸子・黒田弘子・菅野則子・義江明子(編)(2008)『日本女性史大辞典』吉川弘文館

川島典子(2012)「社会保障におけるジェンダー」川島典子・西尾亜希子(編著)『アジアのなかのジェンダー—多様な現実をとらえ考える』ミネルヴァ書房 pp.17-42.

黒羽亮一(1993)『戦後大学政策の展開』玉川大学出版部

国家戦略室(2012)<http://www.npu.go.jp/saisei/seikatsu/02.html>,2012年10月11日アクセス。

国際連合(1979)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」国際連合総会第34回会期採択

三山雅子(2003)「大競争時代の日本の女性パート労働」竹中恵美子(編)『労働とジェンダー』明石書店

三宅えり子(2003)「女性高等教育とエンパワーメントの可能性—同志社女子大学卒業生にみる女性像」『同志社女子大学学術研究年報』第54巻, II, 同志社女子大学, pp.21-57.

三宅えり子(2012a)「高等教育におけるジェンダー」川島典子・西尾亜希子(編著)『アジアのなかのジェンダー—多様な現実をとらえ考える』ミネルヴァ書房 pp.131-154.

三宅えり子(2012b)「アメリカ初等中等教育における男女共学・別学論争をめぐって」『女性学』Vol.19, 日本女性学会, pp.107-129.

文部科学省(2004)『平成16年度文部科学白書』文部科学省

文部科学省(2010)「学校基本調査」http://www.mext.go.jp/b_menu/.../001.pdf,2011年7月18日アクセス。

村澤昌崇(編)(2010)『大学と国家—制度と政策』玉川大学出版部

内閣府男女共同参画局(編)(2010)『男女共同参画白書』内閣府

内閣府男女共同参画局(編)(2012)『男女共同参画白書』内閣府

中西祐子(1998)『ジェンダー・トラッカー—青年期女性の進路形成と教育組織の社会』東洋館出版社

西尾亜希子(2012)「貧困化する女性」川島典子・西尾亜希子(編著)『アジアのなかのジェンダー—多様な現実をとらえ考える』ミネルヴァ書房 pp.131-154.

尾嶋史章・近藤博之(2000)「教育達成のジェンダー構造」盛山和夫(編)『日本の階層システム4 ジェンダー・市場・家族』東京大学出版会 pp.27-46

サドカー, M. & サドカー, D. 川合あさ子(訳)(1997)『「女の子」は学校でつくられる』時事通信社

政府統計の総合窓口(2011)<http://www.e-sat.go.jp/SGI/estat/Xlsdl.do?sinfid=000012683833> 2011年7月5日アクセス。

Steinberg, C. & Nakane, M. (2012) IMF Working Paper “Can Women Save Japan?” International Monetary Fund. U. S. Department of Education, “Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance; Final Rule 34 CFR Part 106.” (Washington D. C.: National Archives and Records Administration, Federal Register, 2006)

Wolf-Wendel, L. and Eason, B. (2007) “Women’s Colleges and Universities,” B. Bank (ed.) Gender and Education An Encyclopedia, Vol. I, Westport, Praeger Publishers, pp.235-242.

Women’s College Coalition (2011) <http://www.womenscollege.org/colleges/byname> 2011年5月24日アクセス。

横山文野(2002)『戦後日本の女性政策』勁草書房

米澤彰純(編)(2011)『大学のマネジメント—市場と組織』玉川大学出版部

吉本圭一(2010)「戦後高等教育の大衆化過程」村澤昌崇(編)『リーディングス日本の高等教育 6 大学と国家—制度と政策』玉川大学出版部 pp.21-38

全国学校データ研究所(編)(2010)『全国学校総覧2011年版』原書房